

## ふくい安全・安心飲食店認証制度 申請要項

ふくい安全・安心飲食店認証制度に関する申請要項や注意事項等が記載されていますので、必ず下記を熟読し、全ての内容に同意したうえで申請してください。

**※申請する際に、県の「感染防止徹底宣言ステッカー」を予め取得しておく必要があります。**

**まだ取得していない場合は、下記の県ホームページより申請してください。**

(URL) <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/corona/sutekka-.html>

(検索名) 福井県 感染防止徹底宣言 ステッカー 申請



### 1 申請期間

令和3年6月15日(火)～

**※令和3年11月1日以降申請分は奨励金交付外となります。**

### 2 申請方法

#### (1) 郵送(宛先は下記のとおり。)

同封した返信用封筒に、ご記入いただいた下記の書類を入れて郵送してください。

1. 誓約書
2. ふくい安全・安心飲食店認証制度 チェックシート(予め自己チェックしたもの)
3. ふくい安全・安心飲食店認証制度 申請書兼奨励金請求書
4. 通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人がわかるページの写し)

#### (2) メールによる申請

申請書類(wordデータもしくは、PDFデータ)を添付した上で、

下記のメールアドレスまでお送りください。

(添付するデータは、上記の郵送書類と同じです)

**※持参による申請は受け付けておりません。**

**※自己チェックにより、「認証基準」を満たしていることを確認したうえで申請してください。**

(郵送による申請) 〒918-8104

福井県福井市板垣3丁目1510

((株)ウララコミュニケーションズ内)

ふくい安全・安心飲食店認証サポートセンター 担当者 宛

(メールによる申請) [info@fukui-anshin-ninsyou.com](mailto:info@fukui-anshin-ninsyou.com)

### 3 申請書等の入手方法

下記の方法にて、申請に必要な書類を入手することが可能です。

- (1) 下記ホームページからダウンロード  
(URL) <https://www.fukui-anshin-ninsyou.com>
- (2) 県保健予防課（県庁3階）または県内の健康福祉センターの窓口

### 4 奨励金交付額

奨励金交付対象：令和3年10月31日までの申請分※締切日当日消印有効

1店舗あたり10万円（※1店舗1回に限る）

### 5 対象店舗

ふくい安全・安心飲食店認証制度の対象店舗は、次のとおりです。

福井県内において、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者をいい、暴力団員であるものまたは法人であってその役員のうちに暴力団員である者がいるものを除く。）が営む事業用施設で、専ら集客を目的とし、次に掲げるものを除く。

- (1) その場で飲食することを主たる目的とした設備を有しない飲食店  
(テイクアウト型、デリバリー型の店舗など)
- (2) 前号に掲げるものを除くほか、知事が特に必要と認めるもの

### 6 申請から奨励金の交付までの流れ

- (1) 認証基準を満たしていることを確認したうえで  
「ふくい安全・安心飲食店認証制度申請書兼奨励金請求書」と関係書類（誓約書等）を郵送  
またはメールにより提出【申請】  
↓
- (2) 調査員から飲食店へ現地確認の日程について連絡します【日程連絡】  
↓
- (3) 調査員が現地確認を行い、店舗に該当する認証基準を全て満たしていることが確認できた場合、後日認証ステッカーを郵送します（感染対策が不十分で認証できなかった場合、必要な対策を講じ、再申請していただければ、後日再度確認を行います）【認証】  
↓
- (4) 認証から1か月程度で、指定の口座へ奨励金を振り込みます【奨励金交付】  
※申請状況によっては振込が遅れることもありますのでご了承ください。

## 7 その他・注意事項

- ・ふくい安全・安心飲食店認証サポートセンターの運営については、県が株式会社ウララコミュニケーションズに委託し実施しています。申請者からの問い合わせの対応、申請者への書類内容の確認や追加提出等の依頼については、原則、同社から行います。
- ・申請書類の内容確認または不備等に関する書類の再提出にかかる依頼については、土、日、祝日を除く午前10時00分～午後6時30分までの間に、申請書に記載された連絡先に電話により連絡させていただきます。なお、申請書類を受理してから2週間が経過しても、電話による連絡が一切取れない場合は、申請を取り下げたものと見なし、申請書類を返送させていただく場合があります。また、上記の依頼に応じていただけない場合についても、申請を取り下げたものと見なし、申請書類を返送させていただく場合があります。
- ・県は認証された店舗名や住所等の情報を、感染症対策に取り組んでいる事業者としてホームページ等に公開（紹介）します。※個人情報是非公開です。
- ・認証後、飲食店の利用者等からの意見等を踏まえ、再度、現地確認を行う場合がありますのでその際にご協力をお願いします。
- ・奨励金の振り込みが行われた場合、通帳には「ふくい安全・安心飲食店」と印字されます。  
(福井銀行の場合は、漢字にて。他行の場合はカタカナ(フクイアンゼン・アンシンインシヨクテン)にて)
- ・奨励金の交付後に、対象店舗に該当しない事実が発覚したとき、または感染防止対策が不十分と認められるときは、返金をお願いする場合があります。
- ・認証後、店舗の名称や所在地等その他認証にかかる事項に変更が生じたときは、速やかに事務局までご連絡ください。
- ・認証制度・認証基準は新型コロナウイルス感染症に関する国等の方針や感染状況などを勘案し、事前の予告なく変更・終了することがありますのでご了承ください。

## 8 問合せ先

ご不明な点は下記へお問合せください。

ふくい安全・安心飲食店認証サポートセンター（ウララコミュニケーションズ内）

（電話）0776・36・9123

（受付時間）午前10時00分～午後6時30分まで（土、日、祝日は除きます）